

令和3年4～9月

No.	物品等又は役務の名称	数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
1	緩和ケア病棟の排気ダクト設置工事	1式	成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1	令和3年4月23日	三機工業株式会社 東京都中央区明石町8-1	¥2,464,000	予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号)	
2	救急室系統空調機の部品交換工事	1式	成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1	令和3年4月28日	日本空調サービス株式会社千葉営業所 千葉県千葉市美浜区稲毛海岸5丁目1番2号	¥1,375,000	予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号)	
3	手術室8番床の補修工事	1式	成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1	令和3年4月28日	小林建設株式会社 千葉県成田市大清水128	¥1,210,000	予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号)	
4	昇降機設備保守業務委託	1式	成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1	令和3年4月1日	日本オーチス・エレベーター株式会社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目11番9号	¥8,747,640	契約業者は、当該機器の製造企業であり、保守において必要な技術を有する者が契約業者のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	
5	医療ガス配管設備保守点検	1式	成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1	令和3年4月1日	日本メガケア株式会社東関東支店	¥6,000,060	契約業者は、当該機器の設置業者であり、保守において必要な技術を有する者が契約業者のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	
6	電話設備保守点検業務	1式	成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1	令和3年4月1日	OKIクロステック株式会社 東京都中央区晴海1丁目8番11号	¥1,386,000	契約業者は、当該機器の設置業者であり、保守において必要な技術を有する者が契約業者のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	
7	再開胸用鋼製小物	1式	成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1	令和3年4月14日	田商事株式会社 千葉県船橋市東船橋4丁目 33-1	¥1,155,099	予定価格が160万円をこえない財産の買入であるため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2号)	
8	感染制御システムの保守契約	1式	成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1	令和3年5月1日	シスメックス株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬1-3幕張テクノガーデンD棟14階	¥2,514,600	契約業者は、当該機器の製造企業であり、当該保守において必要な技術等を有する者が契約業者のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	

令和3年4～9月

No.	物品等又は役務の名称	数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
9	内視鏡下鼻内手術用鋼製小物	1式	成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1	令和3年5月13日	株式会社栗原医療器械店 千葉県成田市郷部1350 花澤ビル1階	¥1,135,365	予定価格が160万円をこえない財産の買入であるため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2号)	
10	経営分析ソフトのオプション追加に係る利用契約	1式	成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1	令和3年5月31日	株式会社グローバルヘルスコンサルティング・ジャパン 東京都新宿区六丁目27-30 新宿イーストサイドスクエア5階	¥2,475,000	契約対象は契約業者独自の提供サービスであるため、契約の性質が競争を許さないときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	
11	超低温冷凍庫の更新(検査部)	1台	成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1	令和3年6月21日	株式会社勝倉医科器械 東京都江戸川区北小岩2-35-3	¥1,107,040	契約業者は、当該機器の納入業者であり、メーカー指定の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	
12	手洗装置の点検(年2回)	1式	成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1	令和3年6月25日	株式会社勝倉医科器械 東京都江戸川区北小岩2-35-3	¥3,080,000	契約業者は、当該機器の納入業者であり、メーカー指定の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	
13	MR棟パッケージエアコンの更新工事	1式	成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1	令和3年7月14日	三菱電機ビルテクノサービス株式会社首都圏第一支社 東京都荒川区荒川七丁目19番1号	¥1,364,000	予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号)	
14	A棟空調機用加湿器の更新工事	1式	成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1	令和3年7月30日	ウエットマスター株式会社 東京都新宿区中落合3丁目15番15号	¥2,497,000	予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号)	
15	A・F・G・MR棟系統空調機のフィルター購入	1式	成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1	令和3年8月6日	金座商事株式会社 東京都千代田区飯田橋4-6-9	¥1,100,000	予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号)	
16	G棟受水槽FMバルブ交換工事	1式	成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1	令和3年8月3日	株式会社ジェス 千葉県成田市飯田町108-9	¥1,067,000	予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号)	

令和3年4～9月

No.	物品等又は役務の名称	数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
17	T.R.I.O.+サーバの更新	1式	成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1	令和3年8月10日	銚子インターネット株式会社 千葉県銚子市中央町12番地13	¥2,200,000	契約業者は、当院のネットワーク環境及び管理サーバーの設計・構築・納入業者であり、当院のネットワークおよびネットワーク機器・サーバー構成を熟知しているため、契約の性質が競争を許さない場合に該当する。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	
18	間接変換FPDシステムの保守契約	1式	成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1	令和3年9月1日	富士フイルムメディカル株式会社 東京都港区西麻布2-26-30	¥8,800,000	契約業者は、当該機器の製造企業であり、当該保守について必要な技術等を有する唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	
19	空調機用温度指示調節器の更新工事	1式	成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1	令和3年9月10日	日本電技株式会社千葉支店 千葉県千葉市美浜区中瀬1-3幕張テクノガーデンB棟4F	¥1,155,000	予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるときに該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号)	
20	A棟5階東病棟個室内装改修工事	1式	成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1	令和3年9月7日	大成建設株式会社千葉支店 千葉県千葉市中央区新町1000	¥2,420,000	予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるときに該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号)	
21	臨床検査情報システムの保守契約	1式	成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1	令和3年9月30日	株式会社エイアンドティー 神奈川県横浜市神奈川区金港町2番地6 横浜ブラザビル	¥1,209,120	契約業者は、当該機器の製造企業であり、当該保守について必要な技術等を有する唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	

## 備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみではなく、具体的理由を簡潔に記載する。